平成30年度　市・県民税（国民健康保険税）　申告書記入の手引き

平成30年度の市・県民税は、平成29年1月1日から12月31日までに生じた所得について、平成30年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

申告の際は、この手引きを参考にしていただき、申告期限の**平成30年3月15日まで**に提出してください（郵送可）。

平成29年中に所得がなかった人へのお願い

平成29年中に所得がなかった人でも、申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定（軽減の判定）等の基礎資料となりますので、申告書裏面の該当箇所を記入し、提出してください。

詳しくは**【所得が無かった方は・・・】**の欄を参照ください。

市・県民税申告に関する注意点

確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。

また、市・県民税申告は各出張会場でも申告することが出来ます。各出張会場の開催日程については、広報いとう2月号に掲載されています。

市・県民税申告フローチャート（このフローチャートは一般的な例を示してあります。）

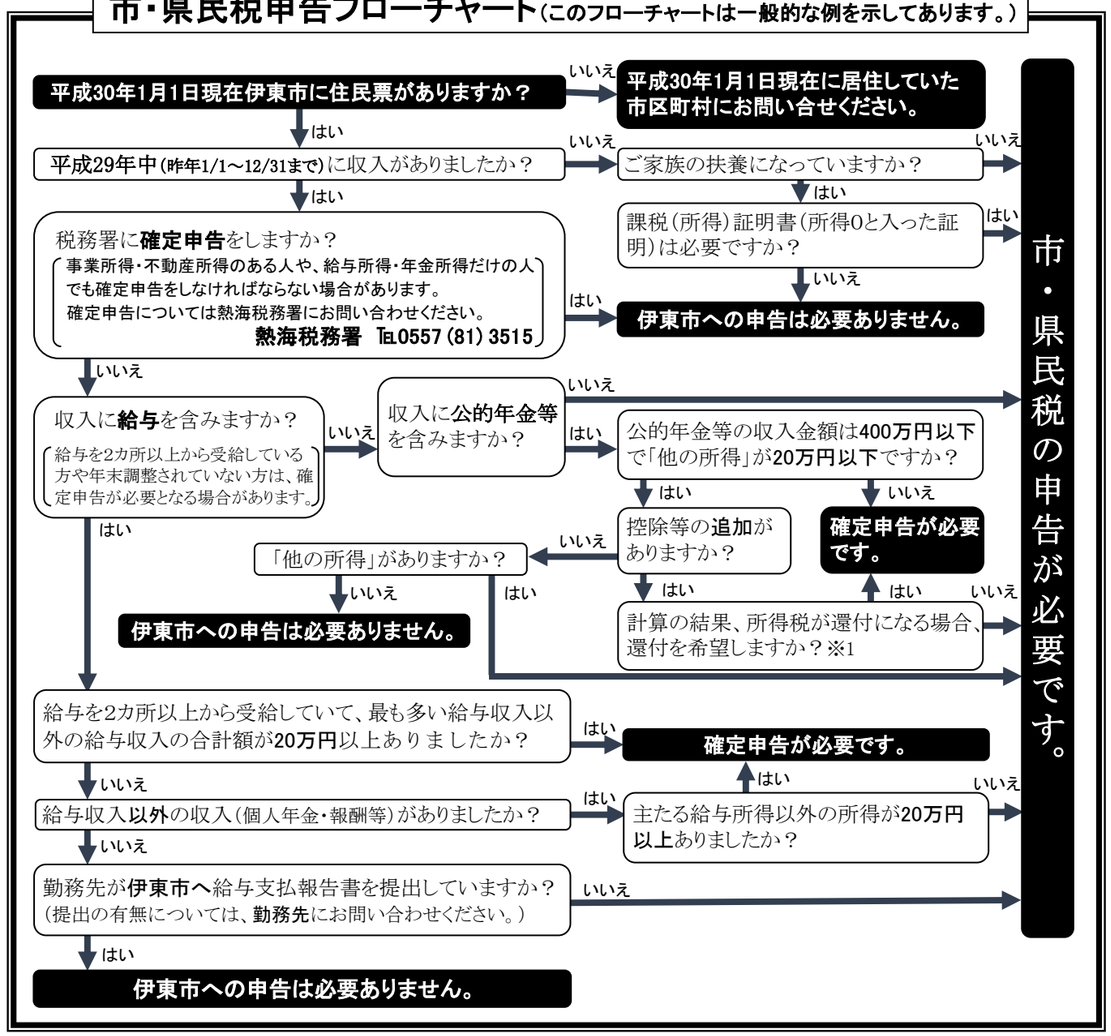

※1　還付に該当するかは税務署に確認してください。

●所得控除の内訳（計算方法）　※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法（前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。）		
雑損控除	①（損失額－保険金等による補てん額）－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額－5万円	①②のいずれか大きいほう	
医療費控除	（支払った医療費の額－保険金等の補てん額）－｛（①10万円）（②総所得金額等の5%）｝	①②のいずれか小さいほう（最高限度額200万円）	※併用及び申告後の変更はできません
スイッチOTC薬控除	（支払った特定一般用医薬品等の購入額－保険金等の補てん額）－　12，000円	（最高限度額88,000円）	
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額全額		

生命保険料控除　計算シート

生命保険料控除	一般生命保険料	新保険料の計を**計算式Ⅰ**で計算（限度額40,000円）	①	計（①+②）（限度額40,000円）	③
		旧保険料の計を**計算式Ⅱ**で計算（限度額50,000円）	②	②と③のいずれか大きい金額	◆
	介護医療保険料	保険料の計を**計算式Ⅰ**で計算（限度額40,000円）	★		
	個人年金保険料	新保険料の計を**計算式Ⅰ**で計算（限度額40,000円）	④	計（④+⑤）（限度額40,000円）	⑥
		旧保険料の計を**計算式Ⅱ**で計算（限度額50,000円）	⑤	⑤と⑥のいずれか大きい金額	●

計算式Ⅰ（新保険料等用） 支払額	控除額	計算式Ⅱ（旧保険料等用） 支払額	控除額
20,000円以下	全額	25,000円以下	全額
20,001円～40,000円	支払額×1/2+10,000円	25,001円～50,000円	支払額×1/2＋12,500円
40,001円～80,000円	支払額×1/4+20,000円	50,001円～100,000円	支払額×1/4＋25,000円
80,001円以上	一律　40,000円（限度額）	100,001円以上	一律　50,000円（限度額）

複数ある場合は、それぞれ計算して合計。（最高限度額120,000円）

（◆＋★＋●）㊺ へ転記

地震保険料控除 種類	支払額	控除額	
①地震保険料	50,000円以下	全額	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額 （最高限度額50,000円）
	50,001円以上	50,000円（限度額）	
②旧長期損害保険料	10,000円以下	全額	
	10,001円～20,000円	（支払額×1/2）+5,000円	
	20,001円以上	15,000円（限度額）	
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額－2,000円 ②総所得金額等の40%の金額－2,000円	①②のいずれか小さいほう	

●所得が無かった方は・・・

1 申告書記載例の網掛け部分を記載の上、申告書の所得の合計欄「㊻」に「0」と記入してください。

2 扶養している人がいる場合、氏名、続柄、生年月日、居住形態、障害の項目を記入してください。

3 申告書の裏面に「**所得の無かった方の記載欄**」がありますので、右記記載例を参考に記入してください。

9 所得のなかった方の記載欄（表面の配偶者・扶養親族の控除欄に記入された方を除く）

前年（平成29年）中、所得のなかったことを次により○をつけ、記入してください。

1 下記の者から扶養・援助を受けていた。
氏名　市税　二郎　　☎ 32-1271
住所　伊東市××町1－1　続柄（子）

2 学生の場合（学年は平成29年12月31日現在で記入）
学校名　　年（　年　月卒業見込）

3 生活保護法による生活扶助を受けていた。
（S・H　年　月　日から H　年　月　日まで）

4 雇用保険法による失業給付を受けていた。
（H　年　月　日から H　年　月　日まで）

5 非課税年金を受給していた。
イ 遺族年金　ロ 障害年金　ハ その他
（支給元　　年間受給額　　円）

6 その他
（前年中の生活状況等をできるだけ詳しく記入してください。）

※この欄は非課税証明の発行資料、国民健康保険の基礎資料となります。

代筆の場合は、代筆者の氏名・続柄・連絡先を記入
氏名　　印　続柄（　　）
連絡先☎（　　）

●参考＜市民税・県民税と所得税の所得控除比較表＞

区分			所得税	市民税・県民税
医療費控除			同額	
社会保険料控除			同額	
小規模企業共済等掛金控除			同額	
生命保険料控除（限度額）	一般分	新	40,000円	28,000円
		旧	50,000円	35,000円
	介護医療分		40,000円	28,000円
	個人年金分	新	40,000円	28,000円
		旧	50,000円	35,000円
	一般+介護+年金		120,000円	70,000円
地震保険料控除（限度額）	地震		50,000円	25,000円
	旧長期		15,000円	10,000円
	地震+旧長期		50,000円	25,000円
寄附金控除			特定寄附金 -2千円	平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。

区分		所得税	市民税・県民税
寡婦控除	一般	270,000円	260,000円
	特別	350,000円	300,000円
寡夫控除		270,000円	260,000円
勤労学生控除		270,000円	260,000円
障害者控除	普通障害	270,000円	260,000円
	特別障害	400,000円	300,000円
	同居特別障害	350,000円	230,000円
配偶者控除	一般	380,000円	330,000円
	老人	480,000円	380,000円
配偶者特別控除（限度額）		380,000円	330,000円
扶養控除	老人	480,000円	380,000円
	同居老親等	580,000円	450,000円
	特定	630,000円	450,000円
	一般	380,000円	330,000円
基礎控除		380,000円	330,000円